

事業所の更新申請について

介護保険法第70条の2等の規定により、介護サービス事業所は6年ごとに、指定（許可）の更新をする必要があります。

愛知県では、平成28年度まで、有効期限の満了する日の翌日が属する年度の前年度に更新申請の受付をしておりましたが、平成29年度以降、**有効期限の満了する日の翌日が属する日の前々月**に申請を受け付けることとしております。**ただし令和元年度は、令和2年3月31日に指定期限が満了する事業所の更新申請については、以下に記載のとおり、更新対象事業所の所在地ごとに受付時期を設定しましたので、必ず確認の上、申請を行ってください。**それ以外の事業所の更新時期については、従前と同様です。

更新申請の日程

- 指定有効期限が令和2年（平成32年）3月31日の事業所
更新対象事業所をホームページで案内していますので確認してください。

○ 高齢福祉課所管事業所の受付日程

受付日	午前9時から午前11時45分	午後1時から午後4時
11月	稲沢市/南知多町/一宮市/犬山市/江南市 /小牧市/尾張旭市/大口町/扶桑町	
12月	瀬戸市/春日井市/愛西市/津島市/北名古屋市/豊明市/長久手市 /東郷町/豊山町/半田市/知多市/阿久比町/碧南市/刈谷市/安城市	
1月	東海市/大府市/清須市/東浦町/美浜町/武豊町/西尾市/知立市	
2月	常滑市/岩倉市/日進市/弥富市/あま市/大治町 /蟹江町/飛島村/高浜市/みよし市/幸田町	

尾張福祉相談センター所管事業所の受付日程

受付日	午前9時から午前11時45分	午後1時30分から午後4時30分
11/5（火）	稲沢市/南知多町	
11/7（木）	一宮市	
11/19（火）	犬山市/江南市/小牧市/尾張旭市/大口町/扶桑町	
12/2（月）	瀬戸市/春日井市/愛西市	
12/5（木）	津島市/北名古屋市/豊明市/長久手市/東郷町/豊山町	
12/16（月）	半田市/知多市/阿久比町	
1/8（水）	東海市/大府市/清須市/東浦町/美浜町/武豊町	
2/5（水）	常滑市/岩倉市/日進市/弥富市/ /あま市/大治町/蟹江町/飛島村	

西三河福祉相談センター所管事業所の受付日程

受付日	午前9時から午前11時45分	午後1時から午後4時
12/9（月）～12/13（金）	碧南市/刈谷市	
12/23（月）～12/27（金）	安城市	
1/6（月）～1/10（金）	西尾市	
1/20（月）～1/24（金）	知立市	
2/3（月）～2/7（金）	高浜市/みよし市/幸田町	

- それ以外の事業所(令和元年4月1日から令和2年3月30日が指定更新期限)

有効期限の満了する翌日が属する月の前々月

例1) 有効期限満了日：令和2年3月30日の事業所

⇒有効期限の満了する日の翌日が令和2年3月31日ですので、
令和2年1月に指定更新申請を行ってください。

対象事業所は、各月に更新対象事業所をホームページで案内します。

注1) みなし指定事業所は、更新対象ではありません。

みなし指定事業所とは

- ・保険医療機関（病院・診療所）が行う「居宅療養管理指導」、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」及び「通所リハビリテーション」
- ・介護療養型医療施設が行う「短期入所療養介護」
- ・介護老人保健施設が行う「短期入所療養介護」、「通所リハビリテーション」
- ・保険薬局が行う「居宅療養管理指導」

注2) **更新申請については、申請手数料（1サービスにつき10,000円）を愛知県証紙により納付する必要があります。**

注3) 居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所は、所在地の市町村が更新申請の窓口になります。

更新申請の受付窓口

愛知県所管の介護サービス事業所について、更新申請の受付窓口（各福祉相談センター又は高齢福祉課）は、介護サービスの種類及び実施場所ごとに異なります。具体的な窓口は、本冊子1ページと同様です。

更新申請は、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売についても、介護予防サービスを含めてすべて窓口の受付のみですので、必ず担当窓口
に事前に予約の上、来庁してください。

更新手続きに係る注意事項

(施設、居宅サービス及び介護予防サービス共通)

- 更新申請書の控えは、各事業者で責任を持って保管しておいてください。(申請後修正のあった場合は、修正後の最終申請書類を保管しておいてください。)
- 持参提出の際には、必ず提出書類の写し(控え)をお持ちください。事務手続きを効率的に行うため、捨印として代表者印が押印してある書類については、その場で事業者の方と内容を確認しながら、書類の訂正処理を行うことができることにもなります。(※ただし、修正箇所が多い場合等又はその内容によっては、その場で修正ができない場合もありますのでその点はご了承ください。)

【参考】更新申請：提出書類一覧

提出部数は1部ですが、介護老人保健施設にあつては、許可申請のため、2部となります。
申請様式については、最新のものを使用してください。

- ① 指定（開設許可）更新申請書（様式第2）
- ② 欠格事由に該当していない旨の誓約書（別紙20-1～20-6の該当分）
- ③ 役員名簿（別紙20-7）※管理者を含む。
- ④ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（更新申請用簡易様式：サービス種類別）
※申請日から7日間分を記載してください。
- ⑤ 介護支援専門員入力項目確認表（特定施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に限り必要）
- ⑥ 監査又は実地指導における「改善指示事項」に対する「改善状況報告」の写し（添付資料を含む）※更新申請日の属する月から5年前の応答月の前月分まで
- ⑦ 証紙貼付書（様式33）（1サービスにつき、10,000円分の愛知県証紙を添付してください。）（なお、同種の居宅サービスと介護予防サービスを同時に更新申請する場合は、介護予防サービスに係る手数料は免除されます。※更新日が同日の場合に限ります。）
- ⑧ 更新申請の点検表（上記書類とあわせて提出してください。）

※指定更新に必要な申請書類等につきましては、高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。